

《Ⅷ 管理運営》

【法人組織の管理運営体制について】

(1) 短期大学を設置する法人トップである理事長は、短期大学の運営に対して適切にリーダーシップを発揮しているか、また短期大学に係る重要事項はどのような流れで決定し、その流れの中で理事長はどのように関与しているかを、できれば理事長自身が率直に現状を記述して下さい。

短期大学部を含む全ての学校について「私立学校法」及び「学校法人盛岡大学寄附行為」の定めにあるとおり、理事会が意思決定機関であり、理事長は法人を代表しその業務を総理しており、適切にリーダーシップを発揮している。

短期大学部の運営については、特に重要な案件に関しては学科会、運営委員会、教授会案で検討、審議をされた後、その結果を受け案件審査会議において議案を協議し評議員会、理事会に諮り決定している。

(2) 過去3ヶ年（平成18年度～20年度）の理事会の開催状況（主な議案、理事の出席状況等を含む）を下表を例に開催日順に記述して下さい。加えて理事会についての寄附行為上の規定を記述して下さい。平成21年5月現在の理事・監事・評議員名簿等を準備し、理事の構成に著しい偏りがないことをお示し下さい。また理事会議事録は必要に応じて閲覧いたします。

理事会開催状況（平成18年度～20年度）

（定員7～12名）

年	月	日	主 な 議 案	出席者数	定員 (現員)
18	4	27	1 評議員の推せんについて	8	10
18	4	27	1 理事長職務代理の順位について 2 用途変更等に伴う校地・校舎変更を文部科学大臣及び岩手県知事へ届け出ることについて 3 学校法人盛岡大学顧問設置規程の制定について 4 客員教授の委嘱について 5 日本私立大学協会評議員の選定について	10	10
18	5	25	1 盛岡大学学生会館構築物の減価償却を行う際の耐用年数の変更について 2 平成17年度決算及び事業の実績について 3 用途変更に伴う校地変更を文部科学大臣に届け出ることについて 4 学校法人盛岡大学顧問の選任について	9	10
18	6	1	1 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部に学長の職務を代行する者	7	10

			を置くことについて		
18	6	27	1 評議員の選任について 2 学校施設拡充のための寄付金募集と引当特定預金の開設について 3 経理規定の改正について 4 平成 19 年度附属高等学校特別奨学生支給総額について 5 会計監査人の選任について	9	10
18	7	6	1 沼田俊昭氏の盛岡大学及び盛岡大学短期大学部学長辞任届の受理について 2 沼田俊昭氏の盛岡大学及び盛岡大学短期大学部学長辞任にともなう後任学長の選任について	8	10
18	8	29	1 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部学長の選出について 2 就業規則の一部改正について 3 第 1 号基本金の取崩しについて	9	9
18	10	26	1 評議員の推せんについて	10	10
18	10	26	1 理事長職務代理の順位について 2 平成 19 年度事業計画について 3 鍋屋敷野球場の使用に関し、近隣者から苦情申し入れがあった問題への対応について 4 盛岡信用金庫出資証券の換金について 5 公印規程の一部改正について 6 日本私立大学協会評議員の選定について	10	10
18	11	28	1 平成 18 年度予算の第 1 次補正について 2 盛岡大学学則の一部改正について 3 盛岡大学短期大学部学則の一部改正について 4 (株)東北銀行の根抵当権を解除することについて	10	10
19	1	25	1 評議員の推せんについて	9	10
19	1	25	1 理事長職務代理の順位について 2 盛岡大学附属高等学校学則の一部改正について	9	10
19	2	27	1 盛岡大学附属高等学校における必履修科目未履修問題の事後措置について 2 盛岡大学及び同短期大学部における教員個人研究費の改定について 3 任期満了に伴う学校長の発令について 4 学校法人盛岡大学役員・評議員報酬規程の一部改正について	10	10
19	3	22	1 平成 18 年度予算の第 2 次補正について 2 第 2 号基本金の組入に係る計画の変更について 3 平成 19 年度予算について 4 大学及び短期大学部の教職員の職階改正に伴う諸規程の改正	9	10

			<p>について</p> <p>5 定年規程第4条の適用について</p> <p>6 教員の任用について</p> <p>7 教員人事について</p>		
19	4	24	<p>1 理事の選任について</p> <p>2 評議員の選任について</p> <p>3 評議員の推せんについて</p> <p>4 監事候補者の選出について</p>	9	10
19	4	24	<p>1 盛岡大学専攻科規程の一部変更について</p> <p>2 理事長の選任について</p> <p>3 常務理事の選任について</p> <p>4 理事長職務代理の順位について</p>	9	10
19	5	1	<p>1 理事長の選任について</p>	9	9
19	5	24	<p>1 監事候補者の選出について</p>	9	9
19	5	24	<p>1 平成18年度決算及び事業の実績について</p> <p>2 盛岡大学短期大学部非常勤講師のうち一部の者を特例として雇用延長することについて</p> <p>3 旅費規程の一部改正について</p>	9	9
19	7	26	<p>1 盛岡大学附属高等学校学則の一部改正について</p> <p>2 固定資産の除却と基本金の取崩しについて</p> <p>3 経理規定の一部改正について</p> <p>4 固定資産及び物品管理規程の一部改正について</p> <p>5 盛岡大学学長候補者の選挙に関する規則の一部改正について</p>	9	9
19	9	27	<p>1 第2号基本金組入に係る計画の変更</p> <p>2 平成19年度予算の第1次補正について</p> <p>3 教員の採用について</p> <p>4 学部設置申請事務アドバイザーとして期限付特任事務職員を雇用することについて</p> <p>5 園井英秀氏の盛岡大学及び盛岡大学短期大学部学長辞任願いの受理について</p> <p>6 園井英秀氏の盛岡大学及び盛岡大学短期大学部学長辞任にともなう後任学長の選任について</p> <p>7 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部に学長職務代行者を置くことについて</p> <p>8 平成20年度盛岡大学附属高等学校奨学金の支給総額について</p>	9	9
19	11	29	<p>1 平成20年度事業計画及び予算編成について</p> <p>2 運用資産（土地・建物）の売却について</p>	8	8

			3 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部学長の選任について 4 学校法人盛岡大学顧問の選任について		
20	1	24	1 評議員の推せんについて	9	9
20	1	24	1 理事長職務代理の順位について 2 日本私立大学協会評議員の選定について 3 盛岡大学附属高等学校学則改正について 4 経理規程の一部改正について 5 役員・評議員報酬規程の一部改正について 6 旅費規程の一部改正について 7 管理運営規程の一部改正について	9	9
20	2	21	1 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部の学長の選任並びに任期に関する規程等の一部改正について 2 学校長の選任について 3 盛岡大学教育職員の採用について 4 教授昇格者について 5 公印規程の一部改正について 6 盛岡大学附属高等学校奨学生規程の制定について 7 盛岡大学 A311 コンピュータ教室の設備更新について	9	9
20	3	25	1 図書及び備品のたな卸し結果と基本金取崩しについて 2 平成 19 年度予算の第 2 次補正について 3 平成 20 年度予算について 4 盛岡大学学則の一部改正について 5 盛岡大学専攻科規程の一部改正について 6 盛岡大学短期大学部学則の一部改正について 7 盛岡調理師専門学校学則の一部改正について 8 盛岡大学教育職員の採用について	9	9
20	5	22	1 評議員の推せんについて 2 評議員の選任について	9	9
20	5	22	1 平成 19 年度決算及び事業の実績について 2 学部増設のための寄付金募集について 3 役員・評議員報酬規程の一部改正について 4 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部非常勤講師の定年年齢超過者を特例として雇用延長することについて	9	9
20	7	3	1 評議員の選任について 2 谷藤育子評議員の選任条項を寄付行為第 23 条第 1 項第 2 号の規定（卒業生）に変更することについて 3 遊佐愛子理事の選任条項を寄付行為第 6 条第 1 項第 3 号の規定（学識経験者）に変更することについて	9	9

			<p>4 用途変更に伴う校地・校舎変更を文部科学大臣及び岩手県知事へ届け出ることについて</p> <p>5 就業規則の一部改正について</p>		
20	9	25	<p>1 附属高等学校野球部の全国大会出場に伴う寄付金募集を行ったことの承認を求めることについて</p> <p>2 第2号基本金組入に係る計画の変更について</p> <p>3 平成21年3月末に支給する退職金の一部に退職金支給引当特定資産を取崩し充てることについて</p> <p>4 学校施設拡充寄付金の一部を盛岡大学 A311 コンピュータ教室の設備更新費用に充てることについて</p> <p>5 盛岡大学の教育研究経費比率を引き上げるため平成20年度当初予算に計上した特設枠10百万円の取扱について</p> <p>6 平成20年度予算の第1次補正について</p> <p>7 教員の採用について</p> <p>8 平成21年度盛岡大学附属高等学校奨学金の支給総額について</p> <p>9 保有している絵画の売却について</p>	9	9
20	11	25	<p>1 平成21年度事業計画及び予算編成について</p> <p>2 学部増設資金特別寄付金の一部を新学部関係図書購入費用等に充てることについて</p> <p>3 役員・評議員報酬規程の一部（理事長報酬月額改正及び専任役員の手当新設）改正について</p>	9	9
21	1	27	<p>1 第2号基本金の組入に係る計画の変更について</p> <p>2 平成20年度予算の第2次補正について</p> <p>3 経理規程の一部改正について</p>	8	9
21	2	26	<p>1 栄養科学部（仮称）教員採用候補者について</p> <p>2 教授昇格者について</p> <p>3 任期満了に伴う学校長の選任について</p>	9	9
21	3	26	<p>1 盛岡大学学則の一部改正について</p> <p>2 盛岡調理師専門学校学則の一部改正について</p> <p>3 学校法人盛岡大学資産運用基準及び基準外運用の手続き等に関する規程の制定について</p> <p>4 平成20年度予算の第3次補正について</p> <p>5 平成21年度予算について</p> <p>6 岩手県に対し土地を売却することについて</p> <p>7 日本私立学校振興・共済事業団に対し新たな担保物件を差し入れることについて</p> <p>8 盛岡大学栄養科学部設置に係る学校法人盛岡大学定年規程第4条（適用除外）に関する内規の制定について</p> <p>9 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部教育職員採用について</p>	9	9

		10 栄養科学部（仮称）教員採用候補者について		
		11 盛岡大学客員教授の委嘱について		

理事会については、「学校法人盛岡大学寄附行為」第16条において次のように定めている。

（理事会）

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、この法人の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（3）理事会の下に理事会業務を一部委任する常任理事会、幹部会等をおいている場合は、その名称と根拠規程、理事会との関係、構成メンバー等を記述して下さい。

案件審査会議を置き、「学校法人盛岡大学案件審査会議設置運営要綱」に基づき運営されている。

名称：学校法人盛岡大学案件審査会議

規定：学校法人盛岡大学案件審査会議設置運営要綱

構成：理事長及び常勤の職員である理事をもって構成する。

開催：理事長が招集し、理事長が主宰する。ただし、理事長が主宰できないときは、常務理事が主宰する。

案件審査会議の業務：理事会に提案する案件及びこれに準ずる重要案件の内協議。

(5) 監事の業務についての寄附行為上の規定、平成20年度における監事の業務執行状況について、できれば監事自身が率直に現状を記述して下さい。

監事の職務については、「学校法人盛岡大学寄附行為」第15条において次のとおり定めている。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

また、上記「寄附行為」第15条に基づき、監事が行う監査に関し必要な事項を規定するために「学校法人盛岡大学監事監査規程」を平成17年4月1日に制定した。

平成20年度は、合計31回に渡り以下の内容について監査を行った。

監事の監査業務執行状況（平成20年度）

評議員会・ 理事会報告日			主な監査内容
年	月	日	
20	5	22	1 案件審査会議の協議内容について（3月31日開催分以降～） 2 監査法人監査に立会いし、経理部金庫保管物等を突合したことの確認について（経理部：現金有高、証券、預金通帳・証書等。入試センター：預かり品（切手有高）） 3 学校長等の事務引継に立会ったこと及び事務引継書について（盛岡大学附属高等学校長、盛岡大学附属松園幼稚園長、盛岡大学附属厨川幼稚園長、学生会館長、大学・短期大学部学生部長） 4 教育研究用機器備品のうち、美術品の在庫確認について（展示場所及び保管場所における現物確認と管理状況。美術品台帳搭載分77点） 5 平成19年度決算の計算書類について 6 平成19年度収益事業に関する法人税の申告手続について

20	7	3	<p>1 案件審査会議の協議内容について</p> <p>2 出資会社 有限会社富士モーターサービスの経営状況について（平成 19 年度決算状況と平成 20 年度経営見通し）</p> <p>3 法人所有運用財産の実査（滝沢村滝沢字後、滝沢村滝沢字岩手山、滝沢村鶴飼字花平、盛岡市上田稲荷窪に所在する土地関連 11 筆）</p> <p>4 扶養手当、通勤手当支給状況の確認（扶養手当支給申請書、通勤手当支給申請書の関連資料綴り）</p> <p>5 盛岡大学奨学会の運営状況について（奨学会理事会の開催状況、奨学金貸出 状況、奨学金回収状況の管理状況）</p> <p>6 人事異動に伴う事務引継に立会いしたことについて（経理部長の引継に伴う、金庫内重要保管物の確認立会い、事務引継書の確認）</p>
20	9	25	<p>1 案件審査会議の協議内容について</p> <p>2 各学校の金庫室等の管理状況について（公印現物の確認、保管場所の確認、使用簿による使用状況、重要物の保管整理状況、出勤簿の管理状況、学納金の遅延督促状況、各幼稚園の遊具安全管理状況）</p> <p>3 経理部各計数の状況について（6 月末学生・生徒等の納付金の状況、6 月末預り金残高明細及び 6 月末仮受金残高明細、6 月末現在における平成 20 年度寄付金収入状況）</p> <p>4 企画部人事課の事務執行について（扶養控除等申告書と給与台帳の適合、通勤手当のうち、自家用自動車通勤の管理状況）</p> <p>5 経理部保存簿書の管理状況について（書類保存管理簿と保存簿書の照合立会い）</p> <p>6 盛岡調理師専門学校における備品の棚卸しについて（備品棚卸し調査現場立会実査（8 月 19 日～ 20 日））</p> <p>7 経理部預金残高等の確認について（預金通帳と預金残高調べを 1 週間に 1 回確認、現金及び預金出納帳の確認、経理部金庫内の内容物照合確認について）</p> <p>8 科学研究費補助金の事務執行状況について（預金通帳と収支簿の確認、伺い書、領収書、見積書等の証拠書類の確認、事務処理状況）</p>
20	11	25	<p>1 案件審査会議の協議内容について</p> <p>2 評議員会・理事会の議事録について（平成 20 年 4 月以降開催の議事録）</p> <p>3 旅費支給の実態と旅費規程との整合性について（平成 20 年 8 月取扱 154 件、平成 20 年 9 月取扱 293 件、仮払金の精算）</p> <p>4 盛岡大学生生活協同組合の運営状況について（保健所その他の官公署許可等の確認、飲食店、乳類販売業に係る営業許可証（岩手県）、アパート紹介業務に係る宅地建物取引業免許証（岩手県）、損害保険（店舗総合保険）・賠償保険（借家人賠償）の契約状況、生協運営に関する諸帳簿、経営状況報告書、当法人との契約書第 12 条に定める条項（法人への報告義務））</p> <p>5 附属高校野球部甲子園出場に係る収支について（甲子園出場関係資金収支計算書、甲子園出場関係資金支出内訳と支払証憑の確認、甲子園支援募金状況、関係預金通帳等）</p> <p>6 国庫から受け入れている科学研究費補助金について（文部科学省への監査 報告書）</p>

21	1	27	<ul style="list-style-type: none"> 1 案件審査会議の協議内容について 2 盛岡大学・盛岡大学短期大学校舎建築のための借入金返済について（完済証書の確認、登記簿謄本による抵当権抹消の確認） 3 諸経費の業者払いについて（平成20年3月及び4月の経費支払証憑確認、仕訳帳、日記帳、各種請求書の確認、一部業者の帳簿と照合） 4 公認会計士監査に立会ったことについて（平成20年12月実施分について立会い） 5 附属高校の備品棚卸作業立会いについて（第一、第二体育館、実習棟、清風寮、本校舎の一部） 6 中央通校舎・学生会館の備品棚卸し結果について（固定資産除却明細表の確認） 7 除雪業務委託契約内容について（除雪業務委託契約書、除雪業務基準仕方書、除雪状況現場確認） 8 平成20年度寄付金採納結果について（寄付金収入明細表、総勘定元帳との照合） 9 コンピュータ更新（A311）の状況と補助金決定内容について（A311教室実査、補助金申請書及び決定通知書） 10 附属高等学校甲子園出場寄付金について（寄付金及び経費関係の最終計数の確認、資金支出内訳書、収支計算書）
21	2	26	<ul style="list-style-type: none"> 1 案件審査会議の協議内容について 2 出勤簿の勤務記録管理について（企画部、経理部、総務部、学生部） 3 平成20年度科学研究費補助金執行状況について（盛岡大学3件、盛岡大学短期大学部1件） 4 平成20年度学校法人盛岡大学諸施設及び備品の学外貸出状況について（平成20年4月～平成21年1月分までの27件、規程どおりの取扱がなされているか、使用料及び維持管理費の徴収状況） 5 監査法人会計監査立会いについて（平成21年2月実施監査）
21	3	26	<ul style="list-style-type: none"> 1 案件審査会議の協議内容について 2 出勤簿の勤務記録管理について（図書館事務室） 3 図書館の管理状況について（寄付及び購入図書管理状況、上記図書の資産計上、図書館施設の管理状況） 4 附属高校の備品棚卸しについて（備品棚卸調査現場立会実査） 5 附属高校の教育課程の実施状況について（学則第7条に定めた教育課程の履修状況（平成20年度分）） 6 平成20年度盛岡大学奨学会の執行状況について（平成20年度貸出・回収状況、盛岡大学奨学会理事会開催状況） 7 学校法人盛岡大学の損害保険契約状況について（自動車保険（所有台数10台）、火災保険包括契約（建物11件、機械保険2件）、施設賠償責任保険：学生会館（施設、エレベーター2台）、大学及び短大（学生2,101名、エレベーター1台）、附属高校（生徒492名））

(5) 平成20年度の評議委員会の開催状況（主な議案、評議委員の出席状況を含む）を開催日順に記述し、評議委員会についての寄附行為上の規定を記述して下さい。

評議員会開催状況（平成20年度）

年	月	日	主 な 議 案	出席者数	定員 (現員)
20	5	25	1 評議員の辞任について 2 評議員の選任について 3 平成19年度決算及び事業の実績について 4 学部増設のための寄付金募集について	19	22
20	9	25	1 附属高等学校野球部の全国大会出場に伴う寄付金募集を行ったことの承認を求めることについて 2 第2号基本金組入に係る計画の変更について 3 平成20年度予算の第1次補正について	20	23
20	11	25	1 平成21年度事業計画及び予算編成について	21	23
21	1	27	1 第2号基本金の組入に係る計画の変更について 2 平成20年度予算の第2次補正について	19	23
21	3	26	1 盛岡大学学則の一部改正について 2 盛岡調理師専門学校学則の一部改正について 3 学校法人盛岡大学資産運用基準及び基準外運用の手続き等に関する規程の制定について 4 平成20年度予算の第3次補正について 5 平成21年度予算について 6 岩手県に対して土地を売却することについて 7 日本私立学校振興・共済事業団に対し新たな担保物件を差し入れることについて	19	23

寄附行為上の規定については、第19条において次のとおり定めている。

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人以上25人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合

は、この限りではない。

- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることはできない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(6) 法人の管理運営について今後改善や変更したいと考えている事項があれば記述して下さい。また法人が抱えている問題あるいは課題について差し支えない範囲で記述して下さい。

全国の短大を取り巻く社会状況には、大変厳しいものがあり、平成20年度においては243校67.5%に定員割れが生じている現状である。しかし、本学は幸いにも今のところ入学定員を満たしているが、本学も少子化に伴う受験人口の減少問題に直面しており、より一層管理部門と教学部門の連携を深めた対応が必要である。

現在の食物栄養科を平成22年度に盛岡大学の学部（栄養科学部）に改組転換し管理栄養士課程を設置申請予定である。認可後、食物栄養科は募集停止となる予定であり、今後は幼児教育科の単科となることから更なる教育の特色を打ち出し、個性化を図りながら、社会に貢献できる人材を育成することが重要な課題となっている。

【教授会等の運営体制について】

(1) 短期大学の教育・研究上のトップである学長は、短期大学の教育活動全般について適切にリーダーシップを発揮しているか、また短期大学に係る教育・研究上の事項はどのような流れで決定し、その流れのなかで学長はどのように関与しているかを、できれば学長自身が率直に現状を記述して下さい。なお学長選考規程等があれば訪問調査の際に拝見することがありますのでご準備下さい。

本学の教育・研究上の責任者は学長である。専任教員（教授・准教授・専任講師・助教）より構成され、学長が議長となる教授会が教育・研究等の運営に関するあらゆる事項を審議し、議決する。現在本学は組織運営上、食物栄養科・幼児教育科の2学科体制であり、事務部門には総務部、学生部、並びに図書館が置かれている。その他の部局として、入試センターと就職センターが置かれ、それぞれに科長、部長、館長、所長がおり、常に学長に連絡・報告がなされている。

本学は、盛岡大学短期大学部であるが、対外的には短期大学であり、盛岡大学学長が短期大学部学長も兼任している。したがって短期大学部には短期大学部教授会があり、学長

が招集し、議長となる。教授会は短期大学部専任教員により構成されており、短期大学部に関する議案を審議する。また学科会議は学科長が議長となり、学科専任教員から構成されている。

(2) 教授会についての学則上の規定（教授会で議すべき事項等を含む）、平成20年度における開催状況（主な議案、構成メンバー、出席状況等を含む）を年月日の順に記述して下さい。なお、学則を添付して下さい。

教授会開催状況（平成20年度）

年	月	日	主な議案	出席者数	定数
20	4	1	1 平成20年度授業時間割について 2 平成20年度学内分掌について 3 平成21年度入試日程・広報案について	24	27
20	4	22	1 学籍異動について 2 平成19年度就職状況について 3 平成20年度前期学生礼拝の実施計画について	24	27
20	5	9	1 入学前の既修得単位の認定について 2 入学前の既修得単位の認定取消しについて 3 比較文化研究センターの実施について	24	27
20	5	20	1 平成20年度高校訪問について 2 FD委員会規則の施行について 3 日本学生支援機構奨学生推薦候補者について	23	26
20	6	24	1 平成21年度入学試験要項（推薦・一般）について 2 平成20年度前期試験時間割について 3 平成20年度前期補講時間割について	24	26
20	7	22	1 平成20年度後期非常勤講師の委嘱について 2 陸前高田市との相互連携・協力協定について 3 理事会報告について	22	26
20	8	19	1 定期試験欠席者の追試験該当者について 2 陸前高田市公開講座の受講料について 3 平成20年度後期学事日程について	20	26
20	9	17	1 学籍異動について 2 前期単位互換特別聴講生の単位認定について 3 平成20年度聖華祭の開催について	22	25
20	10	21	1 平成21年度編入学試験前期内部推薦者について 2 平成20年度就職懇談会について 3 専従カウンセラー（臨床心理士）の配置について	24	26
20	10	28	1 平成21年度事業計画について	19	26

			2 平成20年度滝沢村内三大学個別連携会議について 3 平成20年度クリスマス礼拝の実施要領について		
20	11	18	1 平成21年度推薦入学試験合否判定について 2 大学と短期大学部と企業とのオープンキャンパスについて 3 平成20年度就職内定状況について	22	26
20	12	16	1 平成20年度試験の時間設定並びに時間割について 2 平成21年度年間学事日程について 3 著作権セミナーの開催について	21	26
21	1	20	1 平成20年度春季海外英語研修の実施について 2 平成21年度一般前期後期入学試験の実施について 3 平成20年度在籍者数について	23	26
21	2	17	1 平成20年度後期追再試験該当者について 2 平成20年度卒業判定について 3 平成20年度奨学金（給付）奨学生について	25	26
21	2	25	1 教師教育センター（仮称）の設置について 2 平成21年度教員免許状更新講習開設計画について 3 平成20年度卒業証書・学位記授与式について	21	26
21	3	13	1 平成20年度後期科目等履修生の単位授与について 2 平成21年度教育課程表について 3 盛岡大学図書館資料分置規則の改正について 4 高校生と高校PTAのための出張講座の報告について	24	26

注) 定数：学長1名、教授15名、准教授6名、講師1名、助手4名 計27名。

[学則]

「学校法人盛岡大学規程集」の「盛岡大学短期大学部学則」より抜粋

第9章 教授会

(教授会)

第45条 学校教育法第59条に基づき、本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第46条 教授会は、学長、教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に助教授その他の教職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第47条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は、教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から2週間以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第48条 教授会は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第49条 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学則及び学内諸規程に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授、助教授、講師、助手等人事に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他理事会の指定する事項

第50条 その他教授会の運営に関し必要な事項は別に定める。

以上が「盛岡大学短期大学部学則」に記されている。なお、この学則は、昭和39年4月1日から施行されているが、31回の一部改正を経て、現行のもの(改正学則)は、平成20年4月1日に施行されており、その本文が上記のものである。

その他、教授会に関わる規程として、次のものがある。

「盛岡大学短期大学部学位規程」からの抜粋。

(学位の授与)

第4条 教授会は卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。
- 3 前項の学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(3) 学長もしくは教授会の下に教育・研究上の各種の委員会等を設置している場合は、その名称と根拠規程、主な業務、構成メンバー、平成20年度の開催状況等を記述して下さい。

盛岡大学短期大学部では、学則第9章及び教授会運営規則第7条に基づき、次のような各種委員会を設置し、その適正な運営を図り、所期の目的を達成するものとする。

「盛岡大学短期大学部各種委員会通則」からの抜粋

(設置する委員会)

第2条 本学に次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 人事委員会
- (3) 宗教委員会
- (4) 教務委員会
- (5) 学生委員会

- (6) 入学試験委員会
- (7) 就職対策委員会
- (8) 図書館委員会
- (9) 紀要編集委員会
- (10) 国際交流委員会
- (11) 公開講座委員会
- (12) 予算委員会
- (13) 自己評価委員会

2 前項の委員会は、教授会の議を経て変更することができる。

(委員会の構成及び任務)

第3条 委員会の構成及び任務は、別に定めるそれぞれの委員会の内規によるものとする。

(委員会の決定事項の効力)

第4条 各種委員会において審議し、決定した事項は、教授会の議を経て効力を発するものとする。

2 学生の身分に関する事項については、当該科長が教授会において提案するものとする。

3 前項の決定事項については、当該科長の責任と権限において執行する。

なお、根拠とする規則については、次のような規則がそれぞれ置かれている。

- ・運営委員会→運営委員会規則
- ・人事委員会→人事委員会規則
- ・宗教委員会→宗教委員会規則
- ・教務委員会→教務委員会規則
- ・学生委員会→学生委員会規則
- ・入学試験委員会→入試委員会規則
- ・就職対策委員会→就職対策委員会規則
- ・図書館委員会→図書館委員会規則
- ・紀要編集委員会→紀要編集委員会規則
- ・国際交流委員会→国際交流委員会規則
- ・公開講座委員会→公開講座委員会規則
- ・予算委員会→予算委員会規則
- ・自己評価委員会→自己評価委員会規則
- ・ファカルティ・ディベロプメント委員会→ファカルティ・ディベロプメント委員会規則

また、主な業務及び構成メンバーについては、次のように決められている。

[運営委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 教授会に提案する議題に関すること。
- (2) 各種委員会の連絡・調整に関すること。
- (3) 学内の業務及び行事に関すること。
- (4) 大学の教育計画に関すること。
- (5) その他学内運営のため必要なこと。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

学長、短期大学部長、食物栄養科長、幼児教育科長、学生部長、事務局長、
その他学長が必要と認める者。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は学長をもって充て、会議の議長となる。

副委員長は学長が委員の中から指名するものとし、委員長に事故あるときはその代理をする。

(会議) 委員会の会議は必要に応じて学長が招集する。

会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

[人事委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

(1) 教員の採用及び昇格に関すること。

(2) 教員の表彰に関すること。

(3) 教員の懲戒に関すること。

(4) その他人事管理上必要なこと。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

学長、短期大学部長、食物栄養科長、幼児教育科長、学生部長、事務局長（人事資料作成担当委員）

(委員長等) 委員長は学長をもって充て、会議の議長となる。

副委員長は学長が委員の中から指名するものとし、委員長に事故あるときはその代理をする。

(会議) 委員会の会議は必要に応じて学長が招集する。

会議は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

[宗教委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

(1) 宗教教育活動に関すること。

(2) 宗教行事に関すること。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

食物栄養科、幼児教育科の両科より選出された教員各1名計2名、宗教主任、
その他必要に応じ学長によって委嘱された教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は宗教主任をもって充てる。

委員会は互選により副委員長1名を置く。

(会議) 委員長は委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

委員会が必要と認めたときは、委員以外の教授会構成員の出席を求め意見を聞くことができる。

[教務委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 教育課程の調査及び研究に関する事。
- (3) その他教育課程に関する事。
- (4) 授業科目の履修に関する事。
- (5) 学生の学籍に関する事。
- (6) その他教務に関する事。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

食物栄養科長、幼児教育科長、両科から選出された教員各1名計2名、学生部長、その他必要に応じ学長によって委嘱された教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は学生部長をもって充てる。

委員会は互選により副委員長1名を置く。

(会議) 委員長は委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。委員会は各学科のそれぞれの1名の委員を含む過半数の出席により成立する。

委員会が必要と認めたときは、委員以外の教授会構成員の出席を求め意見を聞くことができる。

[学生委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 学生の生活に関する事。
- (2) 学生の組織及び活動に関する事。
- (3) 学生の集会に関する事。
- (4) 学生会館に関する事。
- (5) 学生の賞罰に関する事。
- (6) 学生の厚生及び保健に関する事。
- (7) 奨学生推薦に関する事。
- (8) 授業料の減免に関する事。
- (9) その他学生補導に関する事。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

食物栄養科、幼児教育科の両科より選出された教員各2名計4名、学生部長、その他必要に応じ学長によって委嘱された教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は学生部長をもって充てる。

委員会は互選により副委員長1名を置く。

(会議) 委員長は委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。委員会は各学科のそれぞれ1名の委員を含む過半数の出席により成立する。

委員会が必要と認めたときは、委員以外の教授会構成員の出席を求め意見を聞くこと

ができる。

[入学試験委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 入学試験の実施に関すること。
- (3) 選考基準に関すること。
- (4) その他入学試験の実施に関して必要と認められること。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

入試センター所長又は副所長、食物栄養科長、幼児教育科長、両科から選出された教員各1名、その他必要に応じ学長によって委嘱された教員。

(任期) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等) 委員長は入試センター所長（又は副所長）をもって充て、副委員長は委員の互選による。

委員長は委員会の会務を統率し、会議の議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議) 委員会の会議は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

委員会は必要に応じ委員以外の教授会構成員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(実施委員) 委員長は必要により実施委員を委嘱し、それぞれの事務を分掌させることができる。

(庶務) 委員会の庶務は入試センターにおいて処理する。

[就職対策委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 学生の就職指導に関すること。
- (2) 学生の就職斡旋に関すること。
- (3) 学生の就職先開拓に関すること。
- (4) 学校推薦に係わる学内選考に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認めること。

学校推薦に係わる学内選考に関し、必要な事項は別に定める。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

就職センター所長又は副所長、学生部長又は次長、
食物栄養科、幼児教育科から選出された教員若干名、
その他必要により学長が委嘱する教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は就職センター所長又は副所長をもって充てる。

委員会は委員の中から互選により副委員長1名を置く。

(会議) 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長

がこれに代わる。委員会は、委員の過半数以上の出席により成立する。
(庶務) 委員会に関する庶務は、就職センターにおいて処理する。
(改廃) この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

[図書館委員会]

(所掌事項) 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 図書費の予算配分に関すること。
- (2) 図書館資料の選定に関すること。
- (3) その他、図書館の運営に関する重要事項について。

(組織) 委員会は、次の委員をもって組織する。

盛岡大学の英語文化学科、日本文学科、社会文化学科及び児童教育学科より選出された教員各1名計4名。

盛岡大学短期大学部の食物栄養科及び幼児教育科から選出された教員各1名計2名。

図書館長、その他必要に応じて学長より委嘱された教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は、図書館長をもって充てる。委員会は、互選により副委員長を1名置く。

(会議) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故のある時は、副委員長がこれに代わる。

委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

[紀要編集委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 盛岡大学短期大学部紀要の編集発行に関すること。
- (2) 投稿論文の紀要への掲載の可否の決定に関すること。
- (3) 印刷並びに納本に伴う諸業務に関すること。
- (4) 献本、交換のための発送先の決定に関すること。
- (5) その他紀要編集のために必要な業務に関すること。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

食物栄養科長、幼児教育科長、食物栄養科、幼児教育科より選出された教員各1名計2名。

その他必要により学長が委嘱する教員若干名。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前委員の残留期間とする。

(委員長、副委員長、編集幹事)

委員長は委員のうちから学長が指名する。

委員会は委員のうちから副委員長を互選する。

委員長は委員会の運営に必要な連絡、投稿論文原稿の受領その他の業務を行うため、

委員のうちから編集幹事を指名することができる。

(会議) 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

(投稿論文の掲載決定) 委員会は投稿論文の紀要への掲載の可否を決定するため、1論文につき審査委員複数名を指名する。

審査委員は、盛岡大学短期大学部の専任教員とする。ただし、必要によっては、当該論文の専門分野を熟知する者に審査委員を委嘱することができる。

審査委員は当該論文を査読し、掲載の可否について委員会に報告する。

なお、投稿については、「紀要投稿規程」がある。

[国際交流委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

(1) 学生の海外研修の計画及び実施に関すること。

(2) 提携校との学术交流に関すること。

(3) 提携校との交換留学生に関すること。

(4) その他国際交流に関すること。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

短期大学部長、食物栄養科、幼児教育科より選出された教員各1名計2名、
学生部長、その他必要により学長が委嘱する教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は学長が指名する。委員会は互選により副委員長を1名置く。

(会議) 委員長は委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

[公開講座委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

(1) 公開講座の計画及び実施に関すること。

(2) 公開講座のテーマの選定及び講師に関すること。

(3) 共催団体及び後援団体との連絡調整並びに広報宣伝に関すること。

(4) 公開講座に関する予算、補助金に関すること。

(5) その他公開講座の運営に関し必要とすること。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

食物栄養科、幼児教育科から選出された教員各1名計2名、
学生部長、その他必要により学長が委嘱する教員若干名。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は学生部長をもって充てる。

副委員長は当該年度の主たる担当学科の代表者とする。

(会議) 委員長は委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。

委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

[予算委員会]

(所掌事項) 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 教育運営費等の予算の要求に関すること。
- (2) 予算の執行状況に関すること。
- (3) 決算の報告に関すること。
- (4) その他予算に関し学長が必要と認めること。

(組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

短期大学部長、食物栄養科長、幼児教育科長、学生部長、事務局長、
その他必要に応じ学長によって委嘱された教員。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等) 委員長は短期大学部長をもって充て、副委員長は事務局長をもって充てる。

(会議) 委員長は委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

(委員会の任務) 委員会は各学科等から提出された予算要求書を事務局において集約し、教授会に予算要求原案として提出することについて審議し、学長に答申する。

委員会は学長の諮問に応じ、その予算の執行に当たり意見を具申することができる。
また、決算についても同様とする。

[自己評価委員会]

(所掌事項) 自己点検・自己評価を実施するために、自己評価委員会のなかに自己評価検討専門委員会を置くことができる。

委員会は、本学における教育研究活動等の状況に関する自己点検・自己評価について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・自己評価の実施に関すること。
- (2) 自己点検・自己評価の結果の取り扱いに関すること。
- (3) その他自己点検・自己評価に関わる重要な事項に関すること。

専門委員会は、委員会の審議に基づき以下にあげる具体的な作業を行う。

- (1) 各種委員会との調整に関すること。
- (2) 両科との調整に関すること。
- (3) 自己点検・自己評価の報告書の作成に関すること。
- (4) その他自己点検・自己評価の取りまとめに関すること。

(委員会及び専門委員会の組織) 委員会は次の委員をもって組織する。

学長、短期大学部長、食物栄養科長、幼児教育科長、学生部長、事務局長、
その他学長が必要と認めるもの。

(委員長等) 委員会の委員長は、学長をもって充て、会議の議長となる。副委員長は、短期大学部長をもってこれに充て、委員長に事故あるときはその代理をする。

専門委員会の委員は、委員会の審議に基づき学長が委嘱する。専門委員会の内規は別に定める。

(会議) 委員会の会議は必要に応じて学長が招集する。

会議は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(教会の事前承認) 委員会は、自己点検・自己評価の内容・方策等について適宜教授会に報告し承認を得るものとする。

(報告書) 委員会は、自己点検・自己評価に関する年次報告書を教授会に提出する。

学長は、前述の報告書を理事会に提出し、教職員に配布するものとする。

報告書は、公開を原則とする。

(濫用の禁止) 委員会が行う自己点検・自己評価の結果等について、学則及び本規則に定める目的以外に使用してはならない。

(自己点検・自己評価の活用) 教授会は、前述の報告に基づき、教育研究活動等の現状を把握し、その改善を図るとともに、必要な措置を講ずるよう理事会に要請するものとする。

教職員は、自己点検・自己評価の結果を踏まえ、それぞれの職務にあつて、その教育研究活動等の向上に努めるものとする。

委員会は、自己点検・自己評価の作業過程とその結果を踏まえ、定期的な見直しを行い、その改善に努めるものとする。

[ファカルティ・ディベロップメント委員会]

盛岡大学短期大学部学則の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント活動推進のための組織の設置及びその運営に関して必要な事項を定める。

(目的及び設置) 本学に、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を推進するために、盛岡大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置する。

委員会には、前項の目的を達成するため、必要に応じ事業を実施する組織として、専門委員会を置くことができる。

(審議事項) この委員会は、次の事項を審議する。

(1) ファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」という。)活動の企画及び実施に関すること。

(2) FD活動の評価に関すること。

(3) その他FD活動の推進に関すること。

(委員会の組織) この委員会は、次の委員をもって組織する。

学長、短期大学部長、学科長、学生部長、その他学長が必要と認める者。

(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員会の組織) 専門委員会の委員構成及び委員の選任については、委員会の審議に基づき学長が決定し、委員を指名する。

専門委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長) 委員会の委員長は学長とする。

(委員会) 委員長は、委員会を招集する。

委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(教授会での承認の義務) 委員会で審議、立案した事項は、適宜教授会に諮り承認を得るものとする。

(規則の改廃) この規則の改廃は、委員会において審議し、教授会の議を経て学長が行うものとする。

(4) 短期大学の運営全般について抱えている問題あるいは課題について差し支えがない範囲で記述して下さい。

平成21年5月末日に本学は、文部科学省へ栄養科学部設置認可の申請書を提出する予定である。今後、順調に進めば、今年10月末には認可される予定である。設置認可申請後は申請内容、PR活動は行って良いとされており、今後の学生募集活動は活発に行い、周知を期したいが、定められた範囲を遵守しての慎重な対処を心がけたい。

なお、栄養科学部の設置が認可された場合、現在の短期大学部にある食物栄養科を廃止することを決定している。そうした場合、本学は、短期大学部に2学科ある学科のうち、1学科が消えることによって、残りが幼児教育科だけの1学科体制となり、学科会と教授会の構成メンバーが同じとなる。短大運営を効率的に行うにはどうすれば良いのかが問われることとなり、検討が必要となろう。

【事務組織について】

(1) 現在の法人全体の事務組織図を記載し、その中に短期大学の事務部門を記入して下さい。また組織図には短期大学の事務部門の役職名（課長、室長相当以上。兼務の有無を含む）、各部門の人員（専任・兼任の別を含む）、各部門の主な業務を含めて記入して下さい。また事務組織が使用している部屋等は、機器・備品を含めて訪問調査の際にご案内いただきます。

事務組織は、同じキャンパス内にある盛岡大学と共通の組織となっている。部門としては、短大全体の庶務を所管する総務部、教育課程や学生の福利厚生等を所管する学生部、就職等について所管する就職センター、入試業務等を所管する入試センター、図書館を所管する図書館事務室、教職に関する指導等を所管する教師教育センターが事務局部門として組織されている。このうち、短大の教員の兼務職は、学生部次長、就職センター副所長、入試センター副所長である。

事務組織図は、次頁に示す通りである。

(2) 事務職員の任用（役職者の任免を含む）について現状を訪問調査時にご説明下さい。

訪問調査時に説明いたします。

(3) 事務組織について整備している諸規程名を列記して下さい。なお諸規程等は訪問調査の際に拝見することがありますのでご準備下さい。

事務組織は、本学法人の事務組織規程で定められている他、各業務に関する実施規定をそれぞれ設け、部門毎にこれらの規程に従って適切に業務が執行されている。

事務組織に関する主な諸規程は以下の通りである。

- ・学校法人盛岡大学管理運営規程
- ・学校法人盛岡大学文書取扱規程
- ・学校法人盛岡大学公印規程
- ・学校法人盛岡大学防火管理規程
- ・学校法人盛岡大学就業規則
- ・事務職員の職位・職能資格に関する規程
- ・学校法人盛岡大学給与規程
- ・学校法人盛岡大学退職金規程
- ・学校法人盛岡大学旅費規程
- ・学校法人盛岡大学経理規程

(4) 決裁処理の概要と流れ、また公印や重要書類（学籍簿）の管理、防災の状況、情報システムの安全対策等の現状を記述して下さい。

本学における決裁処理は、「学校法人盛岡大学管理運営規程」に基づき、各職制に従い所管業務を適正に執行している。

なお、公印や重要書類の管理については、「学校法人公印規程」や「学校法人盛岡大学文書取扱規程」の定めるところに従い、適正に行っている。重要文書等は、耐火金庫等に収納し厳重に管理している。また、防災時に関しては、「学校法人盛岡大学防火管理規程」が設けられており、それに従って対処することになっている。情報システムに関しては、ウイルス対策について啓蒙し、教職員の使用するパソコン等にウイルス対策ソフトを組み入れるよう推奨している。また、学生の成績等の個人情報に関を管理する情報システムは、インターネットに接続できないようにしている他、暗証番号を設け担当者以外アクセスできないように管理している。ただし、情報管理については、さらにセキュリティーを向上させる必要性を感じている。

(5) 事務職員は教員や学生から支持され信頼されているか、できれば事務組織の責任者（事務局長等）が現状を率直に記述して下さい。

現在、大学の教学組織と事務職員との関係は極めて良好である。学長は、教授会と事務組織の両方で重要な役割を果たす唯一の存在であるが、両者に要点を報告し良好な関係を保つ一助となっている。

また、事務職員は、教員や学生から支持され信頼されており、各組織が連携して短期大学部全体の順調な運営重要な役割を果たしていると考えている。

(6) 事務組織のスタッフ・ディベロップメント（SD）活動（業務の見直しや事務処理の改善等、授業改善を支援する職員等の研修等、事務職員の能力開発、内部研修、外部への研修等）の現状を記述して下さい。

SD活動の一環として《Ⅱ教育の内容》の【教育改善への努力について】の（2）で示したように、「教職員研修会」を実施し、事務における業務見直しの機会を設けている。

外部への研修としては、例えば学生部では、教務関係の研修会として「私立短大教務担当者研修会」や福利厚生関係の「私立短大学生生活指導担当研修会」等の研修会に毎年事務職員を参加させている。また、事務部門全体としても可能な限り外部の研修に参加させ事務職員の能力開発に努めている。

今後とも、事務職員の能力を高めることができる研修を企画し、SD活動をより活性化したいと考えている。

(7) 短期大学部の事務組織が抱えている問題あるいは課題について差し支えがなければ記述して下さい。

本学の場合、事務部門は大学と短期大学部が合同になっている。この点については、合同にした当初は効率的に事務が行えるという長所もあったが、最近は同じ業務内容でも大学と短大の事務処理方法が微妙に異なっていて、むしろ逆に煩雑な処理が生じたりという短所も見られたりするようになってきている。また、二年制と四年制という学校種の違いは、予想以上に学生サービスの面でも相違が生じており、現状のやり方が良いのか、あるいは、別のやり方を考えた方が良いのか問われるようになった。今回の認証評価を受けること、さらに食物栄養科が改組することをきっかけに、見直しをしたいと考えている。

【人事管理について】

(1) 教職員の就業等について、現在、短期大学が抱えている問題あるいは課題について差し支えない範囲で記述して下さい。なお教職員の就業についての規程（就業規則、給与規程等）を訪問調査の際にご準備下さい。

本法人の就業規則及び給与規程等の諸規程は整備され、適正に運用されている。教職員には就業規則、給与規程等使用頻度の高い規程を抜粋して配布を行う等して周知に努めている。また、就業規則を改正する際には、教職員から意見を求めるなど、適正に行われている。

(2) 法人（理事長及び理事会）と短期大学教職員の関係について、できれば理事長及び学長がそれぞれ記述して下さい。

本学では、教学部門の代表として学長及び短期大学部長が理事として管理部門運営に携わっている。短期大学の重要な案件は、学科会、短期大学部運営委員会、教授会等で検討、審議され、管理部門の案件審査会議などを経て評議員会・理事会に上程されている。教学と理事会との役割分担、協力体制は、構築されている。

(3) 教員と事務職員との関係について、できれば学科長等及び事務局長がそれぞれ記述して下さい。

教員と事務職員は、互いに良い協力関係を形成し、連携をはかりながら短大の運営に当たっていると考えている。特に、学生部・就職センター・入試センターの兼務の教員が、教員と事務部門の連携に努めており、現在のところ良好な協力関係を形成するのに十分な役割を果たしていると捉えている。

(4) 教職員の健康管理、就業環境の改善、就業時間の順守等の現状を率直に記述して下さい。

年一回行われる健康診断及び胃腸病検診（40歳以上）の受診を義務づけ健康管理を行っている。臨床心理士資格を持ったカウンセラーを非常勤ではあるが平成20年度から雇用し、教職員にも利用できる環境を整えた。学校医を委嘱し指導を受けている。また、産業医による定期的な巡視が行われている。

就業時間については、カリキュラムや学生サービスの多様化に伴い業務を定時に終了させることが困難となっている。このような状況に対応し、時差出退勤や管理職による超過勤務の平準化の調整が図られている。